

議案第100号

川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年 5 月 27日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表東日本大震災被災者等支援基金の項中「東日本大震災被災者等支援基金」を「大規模災害被災者等支援基金」に、「東日本大震災の」を「大規模災害の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

東日本大震災被災者等支援基金の設置の目的を拡充し、大規模災害の被災者等の支援事業の資金に充てることとし、その名称を大規模災害被災者等支援基金に変更するため、この条例を制定するものである。